



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

訓令

○大和高田市職員人事評価制度庁内検討委員会設置要綱……………(人 事 課) …… 3

告示

○大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示…(社 会 福 祉 課) …… 4

○大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱……………(〃) …… 8

○電子公印の使用……………(財 産 管 理 課) ……18

○電子公印の使用……………(〃) ……19

○放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課) ……19

○大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱……………(産 業 振 興 課) ……20

○大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱……………(〃) ……31

○職権による消除……………(市 民 課) ……32

○公示送達……………(収 納 対 策 室) ……33

○引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課) ……33

○引取りのない自転車等の処分……………(〃) ……33

○職権による消除……………(市 民 課) ……34

○職権による消除……………(〃) ……34

○違反広告物の保管……………(都 市 計 画 課) ……34

○職権による消除……………(市 民 課) ……35

公告

○敷枝大谷地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室) ……35

○高4枝市場地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃) ……38

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(礒野第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃) ……40

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(礒野第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃) ……42

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(西三倉堂1丁目)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃) ……45

○配水管布設替工事(吉井第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告(〃) ……47

○配水管布設替工事(吉井第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告(〃) ……49

○大和高田市立片塩小学校消防設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃) ……51

○大和高田市文化会館音響機器一式リース契約に係る納入業者決定に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃) ……54

教育委員会

○大和高田市特別支援教育就学奨励費事務取扱規程の一部を改正する規程(教 育 総 務 課) ……56

○大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示……………(学校教育課) ……56

○教育委員会8月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……57

○教育委員会9月定例委員会の招集……………(“ ”) ……57

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……58

○選挙管理委員会の招集……………(“ ”) ……58

○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面等の縦覧……………(“ ”) ……58

農業委員会

○農業委員会9月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……59

+

訓 令

訓令第14号

大和高田市職員人事評価制度庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年7月25日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員人事評価制度庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員一人ひとりの実績や能力を適正に評価し、職員の資質の向上に資するより良い人事評価制度を構築するため、大和高田市職員人事評価制度庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 評価方法の工夫及び改善に関すること。
- (2) 評価項目の内容及び基準に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員その他関係者を出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部人事課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 委員会設立当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日まで

とする。

(会議の招集の特例)

3 この訓令の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

告 示

告示第38号

大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成18年告示第120号)の一部を次のように改正する。

第1条中「告示は」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号の規定に基づき」を加える。

第5条第2号中「場合」の次に「又は障害児が夏休み等長期休暇の期間に利用する場合」を加える。

第10条第1項中「求める」を「認める」に、「、市長」を「市長」に改め、同条第2項中「があったときは、当該届出者が居宅介護等従事者養成研修等について(平成15年3月27日障発第327011号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知)及び精神障害者居宅生活支援事業の実施について(平成14年3月27日障発第327005号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知)に定める研修課程を修了しているかを確認した上で」を「を受理した場合において、当該届出の内容が次条及び第12条の基準に適合すると認めるときは、届出者に対し、移動支援事業委託事業者契約届出書(様式第8号)及びその他必要と認める書類の提出を求め」に改める。

第14条を第16条とする。

第13条中「移動支援」を削り、同条を第15条とする。

第12条中「移動支援」を削り、同条を第14条とする。

第11条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「前条の規定により契約を締結した者(以下「移動支援事業者」という。)」を「事業者」に改め、同条第3項中「移動支援」を削り、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(事業の人員に関する基準)

第11条 移動支援事業者(以下「事業者」という。)は、別表第1に定める資格のいずれかを持つサービス提供者を常勤換算方法で2.5人以上置くものとする。

2 事業者は、事業所ごとに次に掲げる資格のいずれかを有する常勤の従業者のうち専従のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならない。ただし、法令等の定めによるほか、サービス提供責任者の業務上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させることができる。

(1) 介護福祉士

(2) 介護職員基礎研修課程修了者

(3) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者(障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業における1級課程修了者を含む。)

(4) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上の介護等の業務に従事した者

(5) 介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者

3 事業者は、事業所ごとに専ら当該事業所の管理業務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、法令等の定めによるほか、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他

の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合において、管理者は、移動支援事業の従業者である必要はないものとする。

(事業の設備及び運営に関する基準)

第12条 事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に規定する居宅介護事業の基準を準用するものとする。

別表中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表を別表第2とする。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第11条関係)

支援対象	資格
視覚障害	① 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ② 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 ③ ①又は②に準ずる研修課程の修了者
全身性障害 (四肢麻痺)	① 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者 ② 日常生活支援従業者養成研修課程修了者 ③ 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ④ 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 ⑤ ③又は④に準ずる研修課程の修了者
知的障害又は 精神障害	① 行動援護従業者養成研修課程修了者 ② 介護職員基礎研修課程修了者 ③ 介護福祉士 ④ 居宅介護従業者養成研修1～3級課程修了者 ⑤ 知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ⑥ 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 ⑦ ⑤又は⑥に準ずる研修課程の修了者

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第10条関係)

(表面)

移動支援事業者届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

名 称

届出者

印

移動支援事業の委託を受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

届出者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地 (個人の場合は住所を記載)			
	電 話 番 号			
	F A X 番 号			
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ
			氏 名	

添付書類

- 1 届出者の定款、寄附行為等
- 2 従業者の勤務形態一覧
- 3 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 4 サービス提供責任者及びサービス提供者の各種研修課程修了証書の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

(裏面)

事業を実施する事業所に関する事項	フリガナ				
	名称				
	所在地				
	電話番号				
	FAX番号				
	事業所責任者	フリガナ			
		氏名			
	事業開始年月日	年 月 日 (事業を開始する日)			
	従事者の職種・員数	移動支援従事ホームヘルパー数			
			身体	知的	精神
常勤(人)					
非常勤(人)					

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号(第10条関係)

(表面)

移動支援事業委託事業者契約届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

事業所 所在地
名称
届出者

印

年度大和高田市障害者(児)移動支援事業委託事業者契約に際し、必要書類を添えて届け出ます。

事業所の名称・所在地	フリガナ			
	名称			
	所在地			
	電話番号			
	FAX番号			
事業所責任者	フリガナ			

	氏名	
サービス提供者 責任者	フリガナ	
	氏名	
	所持資格等	
児童の移動支援対応	(可能・不可能)	

提出書類

裏面事業従事者名簿
契約書(2部)

移動支援事業者届出時から変更があった場合のみ提出

- 1 届出者の定款
- 2 寄附行為等を証明する書類
- 3 従業者の勤務形態一覧
- 4 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 サービス提供責任者及びサービス提供者の各研修課程修了証書の写し

(裏面)

事業従事者名簿

氏名	雇用形態 (○で囲む)	資格 (資格一覧から番号記)	資格修得 年月日	種別 (○で囲む)
	常勤 非常勤			視覚・全身 知的・精神

資格一覧

支援対象	資格
視覚障害	① 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ② 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 ③ ①又は②に準ずる研修課程の修了者
全身性障害(四肢麻痺)	① 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者 ② 日常生活支援従業者養成研修課程修了者 ③ 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ④ 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 ⑤ ③又は④に準ずる研修課程の修了者
知的障害又は精神障害	① 行動援護従業者養成研修課程修了者 ② 介護職員基礎研修課程修了者 ③ 介護福祉士 ④ 居宅介護従業者養成研修1～3級課程修了者

	⑤ 知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ⑥ 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 ⑦ ⑤又は⑥に準ずる研修課程の修了者
--	--

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱様式第7号の規定によりなされた届出は、改正後の大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱様式第7号の規定によりなされた届出とみなす。

告示第39号

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児(以下「難聴児」という。)に対して補聴器購入費用の一部を助成することにより、健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「補聴器購入費」とは、別表に定める種類の補聴器を新たに購入する経費又は同表に定める耐用年数の経過後に補聴器を更新する経費をいう。

(助成対象)

第3条 補聴器購入費の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす18歳未満の難聴児(以下「助成対象児」という。)とする。

(1) 大和高田市内に住所を有すること。

(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である者。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に定める指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科に関する医療)又は知事が別に定める医療機関の医師(以下「医療機関の医師」という。)が装用の必要を認めた場合は、この限りでない。

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医療機関の医師が判断する者

2 前項に規定する助成対象児が身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続を行うものとする。

(助成対象外)

第4条 助成対象児又は助成対象児の属する世帯の世帯員の中に、申請年度(当該年度の市町村民税の賦課決定がされていない期間にあっては前年度)の市町村民税所得割額の最多課税額が46万円以上の者がいる場合は、助成の対象外とする。

(対象補聴器)

第5条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準価格(以下「基準価格」という。)及び耐用年数は、別表のとおりとする。

(助成金の算定基礎)

第6条 助成金の算定基礎となる額は、補聴器購入費と基準価格とを比較して少ない方の額とする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、医療機関の医師が特に認めた場合に限

り、両耳に装用することができるものとする。この場合において、助成金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について前項の規定により算出して得た額の合計額とする。

(助成金の交付額)

第7条 助成金の交付額は、前条に定める額の3分の2の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(助成の申請)

第8条 助成金の交付を希望する助成対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 医療機関の医師が助成対象児の聴力検査を実施した上で交付した難聴児補聴器購入費助成金交付意見書(オーディオメータ検査用)(様式第2号。ただし、対象児の聴力検査を実施することができない場合は、難聴児補聴器購入費助成金交付意見書(ABR・ASSR検査用)(様式第2号の2)。以下「意見書」という。)

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

(3) 身体障害者手帳の交付申請をした助成対象児については、第3条第2項の手続による身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書の写し

(4) 助成対象児の属する世帯全員の市町村民税課税証明書(公簿等により所得状況を調査できる場合を除く。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補聴器購入後の助成の申請については、これを認めない。

(課税状況の調査等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の世帯に係る調査書(様式第3号)を作成し、助成対象児の属する世帯全員の課税状況を調査の上、第4条に規定する助成対象外に該当しないことを確認するものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請に係る書類を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、難聴児補聴器購入費助成金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他補聴器の助成が不相当と市長が認めるとき。

(補聴器の購入)

第12条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、助成金交付決定後、速やかに見積りを依頼した補聴器販売業者から補聴器を購入するものとする。

(費用及び補聴器の返還)

第13条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正の手段により助成を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部又は補聴器の返還を命じることができる。

(助成金の請求及び支払)

第14条 第12条の規定により補聴器の購入を行った交付決定者は、難聴児補聴器購入費助成金請求書(様式第5号)に領収書を添えて市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

- 第15条 前条の規定にかかわらず、市長は、交付決定者の利便性を考慮し、交付決定者に支給する額の範囲内において、助成金を交付決定者の代わりに補聴器販売業者に支払うことができる。
- 2 前項の規定により助成金を支払う場合は、市長は、交付決定者に対して交付決定通知書のほか、難聴児補聴器購入費助成事業支給券（様式第6号。この条において「支給券」という。）を交付するものとする。
- 3 交付決定者は、速やかに補聴器販売業者に支給券を引き渡し、自己負担額を支払い、補聴器を購入するとともに、代理受領に係る難聴児補聴器購入費助成金支払請求書兼委任状（様式第7号。この条において「請求書兼委任状」という。）により、補聴器販売業者に代理受領の委任をする。
- 4 補聴器販売業者は、支給券及び請求書兼委任状により市長に請求する。
- 5 市長は、前項の規定による請求があった場合は、提出された請求内容を審査の上、原則として、請求があったその都度、補聴器販売業者に助成金を支払うものとする。

（関係帳簿の作成）

第16条 市長は、助成金の交付に当たり、難聴児補聴器購入費助成台帳（様式第8号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第5条関係）

種目	種類	1台当たりの基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
補聴器	重度難聴用ポケット型	55,800	補聴器本体（電池を含む。） ※イヤーマールドが必要な場合は、基準価格に9,000円を加算	5年
	重度難聴用耳かけ型	67,300		
	高度難聴用ポケット型	34,200		
	高度難聴用耳かけ型	43,900		
	軽度・中等度難聴用ポケット型	34,200		
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900		
	耳あな型（レディメイド）	87,000	補聴器本体（電池を含む。） ①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
	骨導式ポケット型	70,100		
骨導式眼鏡型	120,000	補聴器本体（電池を含む。） ※平面レンズを必要とす		

			る場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算	
--	--	--	--------------------------	--

(注) FM型受信機、FM型ワイヤレスマイク又はオーディオチューを必要とする場合は、次に掲げる額の範囲内で必要な額を加算することができる。

名 称	1台当たりの基準価格 (円)
FM型受信機	80,000
FM型ワイヤレスマイク (充電池を含む。)	98,000
オーディオチュー	5,000

(注) 補聴器販売業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、この表の価格の100分の105に相当する額を基準の上限とする。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

大和高田市長 様

申請者(保護者)

住所

氏名

印

(自署又は記名押印)

助成対象児との続柄

電話番号又はFAX番号

次のとおり難聴児補聴器購入費助成金の交付を申請します。

なお、この申請に係る審査に際して私の世帯の住民登録状況、税務状況その他について、各関係機関に調査、照会等することに同意します。

(フリガナ) 助成対象児		生年月日	年 月 日生 (歳)
住 所			
助成対象児の 扶養義務者		続柄	
購入を希望する 補聴器の種類	別紙意見書のとおり		
購入を希望する 補聴器販売業者	名 称 所在地 電話番号	FAX番号	
身体障害者 手帳の申請の 有 無	有(年 月申請) ・ 無 ※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく給付を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
生活状況等	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 医療機関	最近5年間の 補聴器の購入 状 況	右(有・無) 年 月 日購入 左(有・無) 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費助成金交付 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく補聴器の給付 <input type="checkbox"/> その他
備 考			

添付書類

- 1 医療機関の医師が作成した意見書
- 2 意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
- 3 身体障害者手帳の交付申請をした難聴児については、第3条第2項の手続による身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書の写し
- 4 助成対象児の属する世帯全員の市町村民税課税証明書（公簿等により所得状況を調査できる場合を除く。）
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（オーディオメータ検査用）				
氏名		男・女	年 月 日生（ 歳）	
住所				
障害の種類	<input type="checkbox"/> 感音難聴 <input type="checkbox"/> 伝音難聴 <input type="checkbox"/> 混合性難聴		オージオグラム 聴力検査 オージオメータの型式	
聴力	右	dB		
	左	dB		
<input type="checkbox"/> 聴力は、500・1,000・2,000周波数の音に対する聴力レベル値を、各々a・b・cとし、 $(a+2b+c)/4$ により算出してください。				気導・骨導聴力をご記入ください。
補聴器の種類 (処方)	<input type="checkbox"/> 耳かけ型 ・重度難聴用（右・左） ・高度難聴用（右・左） ・軽度・中等度難聴用（右・左） イヤモード（要・否）（右・左）			現在までの補聴器装用の有無 右（ 有 ・ 無 ） 左（ 有 ・ 無 ）
	<input type="checkbox"/> 耳あな型 ・レディメイド（右・左） イヤモード（要・否）（右・左） ・オーダーメイド（右・左）			
	<input type="checkbox"/> 骨導式 ・ポケット型（要・否） ・眼鏡型（右・左） 平面レンズ（要・否）（右・左）			
<input type="checkbox"/> その他 ・FM型受信機（要・否）（右・左） ・FM型ワイヤレスマイク（要・否） ・オーディオシュー（要・否）（右・左）		補聴器使用効果見込み <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div>		
現在までの障害の状況（治療の内容、期間、経過）・意見をご記入ください。 ※ FM 型受信機・FM 型用ワイヤレスマイク・オーディオシューを処方した場合にはその医学的理由についてご記入ください。			耳鼻疾患の有無及び障害の状況 	
1 意見書の記載は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は知事が指定した医療機関の医師に限る。 2 難聴児の補聴器の交付は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、医療機関の医師が装用の必要を認めた場合に限り、2台交付することができる。				

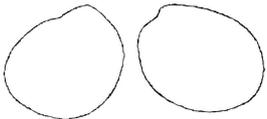
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給を優先して受けるよう取り扱うこととする。

上記のとおり意見する。
 年 月 日 指定医療機関 名称
 所在地
 医師氏名 印

様式第2号の2 (第8条関係)

難聴児補聴器購入費助成金交付意見書 (ABR・ASSR検査用)																																																																																																																																																		
氏名	男・女	年 月 日生 (歳)																																																																																																																																																
住所																																																																																																																																																		
障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・感音難聴 ・伝音難聴 ・混合性難聴 	<p>ABR・ASSR^{いき}閾値 (年 月 日実施) 右 dB、左 dB (年 月 日実施) 右 dB、左 dB (年 月 日実施) 右 dB、左 dB</p> <p>OAE (TEOAE・OPOAE) 反応 有・無 ※直近の検査結果を添付してください。</p> <p>COR (年 月 日実施) 周波数 Hz</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td>500</td><td>1000</td><td>2000</td></tr> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(年 月 日実施) 周波数 Hz</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td>500</td><td>1000</td><td>2000</td></tr> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(年 月 日実施) 周波数 Hz</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td>500</td><td>1000</td><td>2000</td></tr> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		500	1000	2000	0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100					500	1000	2000	0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100					500	1000	2000	0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100			
	500		1000	2000																																																																																																																																														
0																																																																																																																																																		
10																																																																																																																																																		
20																																																																																																																																																		
30																																																																																																																																																		
40																																																																																																																																																		
50																																																																																																																																																		
60																																																																																																																																																		
70																																																																																																																																																		
80																																																																																																																																																		
90																																																																																																																																																		
100																																																																																																																																																		
	500	1000	2000																																																																																																																																															
0																																																																																																																																																		
10																																																																																																																																																		
20																																																																																																																																																		
30																																																																																																																																																		
40																																																																																																																																																		
50																																																																																																																																																		
60																																																																																																																																																		
70																																																																																																																																																		
80																																																																																																																																																		
90																																																																																																																																																		
100																																																																																																																																																		
	500	1000	2000																																																																																																																																															
0																																																																																																																																																		
10																																																																																																																																																		
20																																																																																																																																																		
30																																																																																																																																																		
40																																																																																																																																																		
50																																																																																																																																																		
60																																																																																																																																																		
70																																																																																																																																																		
80																																																																																																																																																		
90																																																																																																																																																		
100																																																																																																																																																		
補聴器の種類 (処方)	<ul style="list-style-type: none"> ○耳かけ型 <ul style="list-style-type: none"> ・重度難聴用 (右・左) ・高度難聴用 (右・左) ・軽度・中等度難聴用 (右・左) イヤモールド (要・否) (右・左) ○耳あな型 <ul style="list-style-type: none"> ・レディメイド (右・左) イヤモールド (要・否) (右・左) ・オーダーメイド (右・左) ○骨導式 <ul style="list-style-type: none"> ・ポケット型 (要・否) ・眼鏡型 (右・左) 平面レンズ (要・否) (右・左) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・FM型受信機 (要・否) (右・左) ・FM型ワイヤレスマイク (要・否) ・オーディオシュー (要・否) (右・左) 																																																																																																																																																	
現在までの補聴器装用の有無	右 (有 ・ 無) 左 (有 ・ 無)																																																																																																																																																	
補聴器使用による効果見込み																																																																																																																																																		
現在までの障害の状況 (治療の内容、期間、経過)・意見をご記入ください。	※ FM型受信機・FM型用ワイヤレスマイク・オーディオシューを処方した場合にはその医学的理由についてご記入ください。																																																																																																																																																	

※ ABR・ASSR^{いき}閾値は、周波数 500・

耳鼻疾患の有無及び障害の状況		1,000・2,000Hz の音に対する値を、各々a・b・cとし、 $(a+2b+c)/4$ により算出してください。 ※ 検査結果は検査方法に○を、直近3回の検査結果を時系列で検査年月日及び結果を記入してください。
1 意見書の記載は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は知事が指定した医療機関の医師に限る。 2 難聴児の補聴器の交付は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、医療機関の医師が装用の必要を認めた場合に限り、2台交付することができる。 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給を優先して受けるよう取り扱うこととする。		
上記のとおり意見する。 年 月 日 指定医療機関 名称 所在地 医師氏名 印		

様式第3号 (第9条関係)

調査書

申請年月日	年 月 日	申請者(保護者)氏名				
住所						
(フリガナ) 助成対象児氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生	
世帯員の状況	氏名	年齢	対象児との続柄	課税状況		備考
			本人	課税区分	市町村民税所得割額(円)	
				課税・非課税		
				課税・非課税		
				課税・非課税		
				課税・非課税		
世帯区分	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税課税世帯					
補聴器の種類	基準価格	見積額	申請者負担額	助成額		
上記のとおり確認しました。						
				年 月 日		
				調査者 職 氏名	印	

様式第4号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

難聴児補聴器購入費助成金交付(不交付)決定通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった難聴児補聴器購入費助成金については、次のとおり決定しましたので、通知します。

交付番号	第 号	交付決定 年 月 日	年 月 日
(フリガナ) 助成対象児氏名			
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
住 所			
申 請 者 (保護者) 氏名			続柄
補聴器の種類			
補聴器購入費	円	自 己 負担額	円
		公 費 負担額	円
備考	※ 不交付の場合の理由		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

難聴児補聴器購入費助成金請求書

大和高田市長 様

住所

請求者氏名

印

助成対象児氏名

補聴器に係る助成金を次のとおり請求しますので、指定した金融機関に振り込んでください。

1 請求金額(公費負担額) 円

2 補聴器購入年月日 年 月 日

3 添付書類 領収書

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲む)	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第6号(第15条関係)

難聴児補聴器購入費助成事業支給券			
交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
助成対象児氏名		生年月日	年 月 日生
住 所			
申請者(保護者) 氏 名		続 柄	
補聴器本体及び 付属品の種類			
補聴器販売業者	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
基準価格	見積額	自己負担額 〔補聴器購入費又は基準価格〕 のいずれか低い額の1/3	公費負担額
円	円	円	円

上記のとおり決定する。 年 月 日				
大和高田市長				印
受 領	受 領 年月日	年 月 日	受領者 氏 名	印

様式第7号(第15条関係)

代理受領に係る難聴児補聴器購入費助成金支払請求書兼委任状

大和高田市長 様

年 月 日付けで交付決定を受けた補聴器の引渡しを受け、次のとおり自己負担額を支払いましたので、補聴器購入費助成金の支払を請求します。なお、その請求及び受領の権限を下記の補聴器販売業者に委任します。

補聴器購入費又は基準価格のいずれか低い額 (A)	円
(A)の1/3の額 (B)	円
請求額: (A-B)	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所
氏 名

印

上記の請求及び受領の権限を受任しました。なお、支払については、下記の口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者 所在地
(補聴器販売業者) 名 称
代表者氏名

印

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲む)	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第8号(第16条関係)

年 月 日

難聴児補聴器購入助成台帳

大和高田市

交付番号	第 号	交付決定 年月日	年 月 日
(フリガナ) 助成対象児 氏 名			
生年月日	年 月 日生(歳)		
住 所			
申請者(保護者) 氏 名		続柄	
申請者(保護者) 住 所			
補聴器本体及び 付属品の種類		装用耳	右・左・両耳
補聴器購入 年 月 日	年 月 日購入		
算定基礎額	円	自己負担額	円
公費 負担額		円	
補聴器 販売業者	名称 所在地		
備 考			

告示第83号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により、電子公印を使用します。同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田誠克

公印に関する事項

公印の名称	市長印(市民課専用公印)
寸法	方20mm
使用する理由	事務の迅速化及び効率化を図るため
使用開始年月日	平成25年10月1日
印影	市長印印影

使用する文書

担当課	市民課
文書の名称	死体埋火葬許可書

告示第84号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方20mm
使用する理由	事務の迅速化及び効率化を図るため
使用開始年月日	平成25年10月1日
印影	市長印印影

使用する文書

担当課	環境衛生課
文書の名称	火葬場使用許可書

告示第85号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成25年7月3日、同月9日、同月10日、同月18日、同月25日、同月28日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第86号

大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱

大和高田市農業経営構造対策事業補助金交付要綱(平成22年告示第116号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)、経営体育成支援事業実施要領(平成22年4月1日付け21経営第6891号農林水産省経営局長通知)、農業経営対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)、奈良県経営体育成支援事業実施要領及び奈良県経営体育成支援事業補助金交付要綱(平成25年3月27日付け地農第697号奈良県知事通知)に基づき実施する経営体育成支援事業(以下「支援事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付手続等に関し、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、補助金の交付対象となる支援事業は次に掲げるものとする。

(1) 融資主体型補助事業

(2) 追加的信用供与補助事業

2 この告示において「補助対象者」とは、前項第1号の事業に係る補助金の交付の対象となる者をいう。

3 この告示において「基金協会」とは、第1項第2号の事業に係る補助金において交付の対象となる奈良県農業信用基金協会をいう。

4 この告示において「補助対象者等」とは、補助対象者及び基金協会をいう。

(対象経営体調書の提出)

第3条 支援事業による補助を希望する補助対象者は、市長に対し、経営体育成支援事業実施要綱の別紙様式第1-1号別添2の融資主体型補助事業対象経営体調書(以下この条において「経営体調書」という。)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の5の(2)に基づく支援計画の承認を受けた場合には、経営体調書の提出があった補助対象者に対して、承認に係る当該対象者の経営体調書

の内容を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者等は、市長に対し、経営体育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)をその定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 補助対象者は、第1項の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付申請時において消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、支援事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

(補助金の交付条件)

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 支援事業の内容の変更(支援事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、支援事業の完了により補助対象者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることがある旨の条件を付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、法令及び予算で定める補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付申請をした補助対象者等(以下「交付申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかった

ものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 交付申請者が支援事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、支援事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により支援事業を遂行することができない場合(交付申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(支援事業の遂行)

第10条 交付申請者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

(着工)

第11条 事業の着工は、原則として第5条の規定による交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助対象者が交付決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した指令前着工届(様式第3号)を市長に提出するものとする。この場合において、補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 交付申請者は、前項の規定によらず事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。

(状況報告及び立入検査等)

第12条 市長は、支援事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に対して当該支援事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は市長が指名する職員にその事務所、事業現場等に立ち入らせ、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(支援事業の遂行等の指示等)

第13条 市長は、交付申請者が提出する報告等により、その支援事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、交付申請者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該支援事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(支援事業の内容の変更等の承認)

第14条 補助金の交付決定について第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件を付された交付申請者は、当該各号の承認を受けようとするときは、経営体育成支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号又は様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、支援事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかにそれぞれ当該承認の申請をした交付申請者に通知するものとする。

(しゅん工)

第15条 交付申請者は、支援事業がしゅん工した場合には、速やかにその旨をしゅん工届(様式第

7号)により、市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第16条 交付申請者は、支援事業が完了したとき(支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、支援事業の成果を記載した経営体育成支援事業補助金実績報告書(様式第8号又は様式第9号)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項のただし書により交付申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第4条第3項のただし書により交付申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第10号)の提出をもって報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第16条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、前条の規定による審査及び当該報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う支援事業について準用する。

(補助金の交付の時期等)

第19条 補助金は、第17条の規定により確定した額を支援事業の終了後(支援事業が継続して行われている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、支援事業の性質上その事業の終了前(支援事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

(補助金の交付の請求)

第20条 第17条の規定による通知を受けた交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、経営体育成支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第16条の規定による実績報告書の提出と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合に準用する。

(補助金の交付決定の取消し)

第21条 市長は、交付申請者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するも

のとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において支援事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているとき、又は交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは交付申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付申請者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 交付申請者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付目的を達成するためとった措置及び補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第23条 交付申請者は、第21条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 前項第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 交付申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付申請者の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一部停止等)

第24条 市長は、交付申請者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は補助金等と未納付額を相殺することができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第25条 交付申請者は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助対象者にあつては当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては経営体育成支援事業実施要綱第3の1の(1)イの追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務も償還、求償権の回収又は償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。

い。

(財産の処分の制限)

第26条 交付申請者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については財産管理台帳(様式第12号)に整理するものとする。

2 交付申請者は、次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの(補則)

第27条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年度 経営体育成支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名

印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、融資主体型補助事業に係る補助金 円の交付を申請します。

記

(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる。)

- 1 事業の目的
- 2 整備内容及び経費の内訳(実績)

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

- 3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

- 5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

様式第2号(第4条関係)

年度 経営体育成支援事業(追加的信用供与補助事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

大和高田市長 殿

奈良県農業信用基金協会
会長 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第4条1項の規定に基づき、追加的信用供与補助事業に係る補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(又は実績)
- 3 経費の内訳(実績)

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	助成金 (A)×2/15	備 考
農業近代化資金				
農業改良資金・ 就農支援資金				
その他の資金				
計				

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

様式第3号(第11条関係)

指令前着工届(年度 経営体育成支援事業)

年 月 日

大和高田市長 殿

住所
氏名 印

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記条件を了承の上、指令前に着工したいので、次のとおり指令着工前届を提出します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担します。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ありません。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	しゅん工 予定日 年月日	指令前着工の理由

様式第4号(第11条関係)

着工届(年度 経営体育成支援事業)

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名

印

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工場所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注: 工程表等を添付すること。

様式第5号(第14条関係)

年度 経営体育成支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名

印

年 月 日付け大高指令第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき申請します。

記

(注) 1 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「経営体支援事業補助金交付変更承認申請書」を「経営体育成支援事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更し

たいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき申請します。」を「下記のとおり変更したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請します。」とすること。

様式第6号(第14条関係)

年度 経営体育成支援事業(追加的信用供与補助事業) 補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

大和高田市長 殿

奈良県農業信用基金協会
会長 印

年 月 日付け大高指令第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき申請します。

記

(注) 1 記の記載方法は、様式第2号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された「経費の内訳」と変更後の「経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「経営体育成支援事業補助金変更承認申請書」を「経営体育成支援事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第14条第1項に基づき申請します。」を「下記のとおり変更したいので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請します。」とすること。

様式第7号(第15条関係)

しゅん工届(年度 経営体育成支援事業)

月 月 日

大和高田市長 殿

住所
氏名 印

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)	
事業費(円)	
契約場所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	

しゅん工検査年月日(又は予定日)	
引き渡し年月日(又は予定日)	

注: 必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第8号(第16条関係)

年度 経営体育成支援事業補助金実績報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名

印

年 月 日付け大高指令第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、その実績報告します。

(なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、融資機関等からの融資決定通知(融資機関等からの融資決定通知書等融資額を確認し得る書類)、支援事業に係る契約書及び請求書等当該事業に係る事業費が確認し得る書類を添付すること。

様式第9号(第16条関係)

年度 経営体育成支援事業(追加的信用供与補助事業)補助金実績報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

奈良県農業信用基金協会

会長

印

年 月 日付け大高指令第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)

記

(注) 記の記載方法は、様式第2号に準ずるものとする。

なお、追加的信用供与補助事業による保証実績を証する書類を添付すること。

様式第10号(第16条関係)

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名

印

年 月 日付け大高指令第 号をもって交付決定のあった事業について、大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。

様式第11号(第20条関係)

年度 経営体育成支援事業補助金交付請求書(概算払請求書)

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名

印

年 月 日 付け大高指令第 号をもって交付決定のあった事業について、下記により、補助金 円を(概算払により)交付されたく請求します。

記

整備内容	補助金	既受領額		今回請求額		残額		支援事業完了予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

様式第12号(第26条関係)

財 〇〇〇 度 〇〇〇 管 〇〇〇 理 〇〇〇 台 〇〇〇 帳

補助対象者名 〇〇

事業実施年度		事業名		経体育成支援事業									
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
施設・機械名	型式等	設置場所	着工年月日	完了年月日	事業費	負担区分		耐用年数	処分年限年月日	承認年月日	処分の内訳		
						補助金	融資額					その他	

(注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。

3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金の返還額を記入すること。

4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。

5 本台帳は、処分制限期間(処分した施設・機械については承認年月日)を経過するまでは保管管理する。

告示第87号

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱を次のように定める。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市における次項に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るために、大和高田市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

2 この告示に定める農業関係資金は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金
 - (2) 農業経営改善促進資金
 - (3) 農業近代化資金（認定農業者貸付に係る経営改善資金計画の認定）
- (協議事項等)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 前条第2項各号に定める資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導、助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 奈良県農業協同組合
- (2) 奈良県（奈良県農林部中部農林振興事務所を含む。）
- (3) 株式会社日本政策金融公庫
- (4) 奈良県農業信用基金協会
- (5) 大和高田市農業委員会
- (6) 大和高田市

(運営等)

第4条 推進会議の運営等については、次のとおりとする。

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は、市長をもって充てる。
- (3) 会長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局（以下「事務局」という。）は、市民部まちづくり振興室産業振興課に置く。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2条の協議等に当たっては、原則としてアの方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合又は第1条第2項第3号の資金に係る協議等である場合は、イの方法によるものとする。

ア 推進会議は、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

イ 推進会議は、慎重な審議を必要とする借入額が2,500万円（法人にあっては、5,000万円）を超える場合（災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合又は人・農地プラン（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。以下同じ。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であると市長が認める農業者を含む。）若しくは経営再開マスタープラン

(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定めるものをいう。以下同じ。)に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(経営再開マスタープランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であると市長が認める農業者を含む。)が借り入れる場合を除く。)は、次の方法により、推進会議が審査することとする。

(ア) 事務局は、融資機関への文書持ち回り方式により処理する。

(イ) 事務局は、利子助成等を行う奈良県及び公益財団法人農林水産長期金融協会(昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「長期協会」という。)その他直接関係を有する構成機関に対し、迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)を送付する。

(6) 前号アにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他利子助成等を行う奈良県及び大和高田市並びに長期協会が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

(7) 前号の規定による報告を受けた事務局は、次の各号に掲げる機関に対し、当該各号に掲げる事項を速やかに通知するものとする。

ア 利子助成等を行う奈良県及び長期協会 奈良県及び長期協会が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

(個人情報保護)

第5条 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)その他の法令等の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、認定等に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

2 この告示において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第88号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年8月12日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成25年8月12日
 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第89号

滞納法人は、平成13年12月18日に当市が、課税原因である不動産を差押えしており地方税法第13条の2第1項第1号の規定による強制換価手続きの開始に当たり、公売予告及び差押財産評価鑑定通知書を作成したが、その送達を受けるべき義務者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年8月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 送達を受けるべき義務者 市役所前の掲示場に掲示済み
 (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第90号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車)を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成25年8月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 処分の根拠
 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第1項による告示日から6か月を経過したにもかかわらず引取りがない自転車等であるため
- 2 処分対象自転車等の保管場所
 大和高田市曾大根
 大和高田市高架下自転車保管所
- 3 処分年月日
 平成25年11月1日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
 平成25年4月3日、同月9日、同月15日、同月16日、同月18日、同月23日、同月25日

告示第91号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車)を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成25年8月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 処分の根拠
 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第1項による

告示日から6か月を経過したにもかかわらず引取りがない自転車等であるため

2 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3 処分年月日

平成25年12月1日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年5月7日、同月15日、同月20日、同月23日、同月26日、同月27日、同月29日、

告示第92号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年8月21日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成25年8月21日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第93号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年8月26日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成25年8月26日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第94号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成25年8月26日

大和高田市長 吉田誠克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	政党	はり札	1	曾大根一丁目	5/8	5/8	雲梯町資材置場

2	政党	はり札	1	曾大根二丁目	5/8	5/8	雲梯町資材置場
3	政党	はり札	1	中今里町	5/21	5/21	雲梯町資材置場
4	政党	はり札	1	曾大根	5/21	5/21	雲梯町資材置場
5	政党	はり札	1	神楽	5/25	5/25	雲梯町資材置場
6	政党	はり札	1	今里	6/4	6/4	雲梯町資材置場
7	政党	はり札	6	築山	6/19	6/19	雲梯町資材置場
8	政党	はり札	1	出	6/19	6/19	雲梯町資材置場
9	政党	はり札	1	曾大根	7/1	7/1	雲梯町資材置場
10	政党	はり札	1	神楽一丁目	7/2	7/2	雲梯町資材置場
11	政党	はり札	1	曾大根二丁目	7/3	7/3	雲梯町資材置場
12	政党	はり札	1	築山	7/31	7/31	雲梯町資材置場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第95号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年8月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1. 職権消除日 平成25年8月29日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

公 告

公告第82号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	敷枝大谷地内管渠工事（54）・給配水管移設工事（G54）
2	工事場所	大和高田市大谷地内

3 工事期間	契約締結の日から平成25年12月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。

の閲覧	<p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月21日(水)午前9時</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階 大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,440,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>
--------	--

公告第83号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高4枝市場地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年12月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p>

	<p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月21日(水)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階 大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥9,810,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第84号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(礪野第2工区)
2 工事場所	大和高田市礪野地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年11月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行

	<p>中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年8月21日(水) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥11,510,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第85号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(礒野第1工区)
2 工事場所	大和高田市礒野地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年10月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年8月21日(水)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,450,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第86号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(西三倉堂1丁目)
2 工事場所	大和高田市西三倉堂1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年10月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月21日(水)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,950,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第87号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事(吉井第2工区)
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年11月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式に

	<p>については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成25年8月21日（水）午前10時30分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥9,950,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第88号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事（吉井第1工区）
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年10月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 （4）石綿作業主任者を配置することができる者であること。 （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

	<p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月21日(水) 午前10時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥8,980,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

公告第89号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立片塩小学校消火設備改修工事
-------	---------------------

2 工事場所	大和高田市旭北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年10月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 甲種消防設備士第1類の有資格者を自社で有し、そのものを主任技術者として配置できる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(3)の条件を満たすことを証する書類(資格証、雇用保険証等の写し)を提出してください。また、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年8月21日(水)午前10時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,210,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第90号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年8月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	大和高田市文化会館音響機器一式リース契約に係る納入業者決定
2 納入期限	平成25年10月4日
3 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者と納入価格を決定するものです。
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の音響機器設備に登録している者であること。 (6) 過去5年間(平成20年8月1日から平成25年7月31日まで)で客席数1000席以上の文化会館施設において、元請けで舞台音響設備機器の納入及び設置の実績を有する者であること。
5 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、4(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、4(6)の要件を満たすことを証するものとして、実績書(任意様式)及び当該の契約書の写しを提出してください。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受付しません。 (4) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月12日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成25年8月2日(金)から平成25年8月20日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 回答は、平成25年8月21日(水)までとし、原則質問者に対してのみ随時FAXにより行います。</p>
8 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
9 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
10 入開札の日時等	<p>入札書の入開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月23日(金) 午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 4階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
11 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
12 落札者の決定等	<p>開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、その場で直ちに再度入札を行います。再度入札は1回限りとし、再度入札を行っても落札がない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者としてします。</p>
13 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

教育委員会**教育委員会規程第2号**

大和高田市特別支援教育就学奨励費事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年7月2日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市特別支援教育就学奨励費事務取扱規程の一部を改正する規程

大和高田市特別支援教育就学奨励費事務取扱規程(平成14年教育委員会規程第3号)を次のように改正する。

本則第6号を次のように改める。

- (6) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(平成25年5月15日付け25文科初第198号)

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第13号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年7月2日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年教育委員会告示第23号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「この条」を削り、同条第1号から第7号を次のように改める。

- (1) 学用品・通学用品購入費 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習材料を含む。)及び通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入費
- (2) 宿泊を伴わない校外活動費 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科
- (3) 宿泊を伴う校外活動費 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科
- (4) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金
- (5) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘及び上履き)の購入費
- (6) 医療費 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額の一部
- (7) 学校給食費 児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

第5条中「認定」の次に「の可否を決定」を加える。

第6条第1項中「前条」の次に「の規定」を加え、「通じ」を「通じて」に、「対し」を「対し、」に改め、同条第2項中「前条」の次に「の規定」を加え、「対し」を「対し、」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「認定保護者」に、「支給を学校長を通じて行うことができる」

を「請求、受領等に係る事務を学校長に委任するものとし、委任状(様式第4号)を教育委員会に提出する」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により認定保護者から委任を受けた学校長は、教育委員会から就学援助費の受領等を受け、当該認定保護者に支給するものとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

大和高田市教育委員会

就学援助費受給認定通知書

このことについて、年度の就学援助費の受給者に認定しましたので、通知します。

就学援助費は、学校を通じて支給しますので、委任状に署名・押印の上、学校を通じて教育委員会へ提出してください。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第7条関係)

委任状

大和高田市教育委員会 殿

年度の就学援助費の受給に当たり、その請求、受領、物品購入及び支給に係る一切の事務を大和高田市立 校長に委任します。

年 月 日

住 所		
児童・生徒名		年 組
保 護 者 名	印	TEL

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年8月5日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日 時 平成25年8月8日(木)午後2時

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 後援願いについて

第2号 その他

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年8月30日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

- 日時 平成25年9月3日(火)午後2時
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 教育に関する事務の管理及び執行の点検評価について
第2号 第66回市民体育大会(陸上レクリエーション)開催について
第3号 平成25年度「教育の日・大和高田青少年健全育成研修会」の開催について
第4号 後援願いについて
第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第33号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年8月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年8月9日(金)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の登録等について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第34号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年8月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年9月2日(月)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 在外選挙人証再交付について
第4号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて
第5号 その他

選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成25年9月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧

場所は、次のとおりである。

平成25年8月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年8月27日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

日時 平成25年9月5日(木)午後3時
場所 大和高田市役所 3階 東会議室
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 その他